

会報

いしかわ

1998.2月. No23



白山比咩神社



石川県行政書士会

目 次

会長あいさつ	1
知事あいさつ	2
新年のあいさつ	3
特集 強調 月間	5
研 修 会	7
会 務 報 告	8
電 子 商 取 引	10
規 制 緩 和	12
情 報 コ ー ナ ー	17
意見箱のコーナー	25
会 務 日 誌	28
編 集 後 記	32

表 紙 写 真

遠く神代の昔から「しらやまひめのおかみ霊峰白山」は白山比咩大神の鎮座まします神の御山として尊ばれ、その「まつりのにわ」として設けられたのが白山本宮・加賀一ノ宮白山比咩神社である。

創建は崇神天皇の七年（紀元前91）と伝えられ、御祭神はくくりひめのみこと菊理媛尊（白山比咩大神）、いざなぎのみこと伊弉諾尊、いざなみのみこと伊弉冉尊の三柱である。

通称「白山さん」としてあまねく親しまれている北陸鎮護の大社である。

加賀一ノ宮駅より徒歩10分

写真提供 鶴来町役場



年頭にあたって

会長 藤井 國穂

98年の新春を迎え、謹んでお慶びを申し上げます。

行政改革で現在の22省庁が1府12省庁となることが決定され、また、日本経済の根幹を揺るがす事件が表面化し、金融システムの不安が増大する中、身の引き締まる思いで新年を迎えた会員の方も多かったのではないかと思います。

昨年6月、行政改革委員会規制緩和小委員会の論点公開に唐突に取り上げられました「行政書士による書類作成業務独占の廃止」の問題は、12月4日に最終報告が発表されました。報告書によりますと「行政書士による書類作成業務独占の廃止」は「業務独占の廃止」から「業務独占の在り方」と後退した表現に変わり、「行政書士に関しては、業務独占の在り方について、今後、具体的な検討を開始すべきである。」との記述になっております。また、参入規制の緩和の観点から「行政書士試験の受験資格要件を廃止する」、市場原理導入の面から「行政書士会会則及び日本行政書士会連合会会則に、行政書士の受ける報酬については記載しないこととすべきである」としております。

以上、今後課題を残したとは言え、我々行政書士の主張の正当性が評価されたものと思います。これからも阻止闘争を継続して行く決意です。正味6ヶ月間と短い期間ではありましたが、この問題に正面から取り組み、県議会、各市町村議会への陳情、請願活動を始めとして、全会員を対象としての勉強会、日行連並びに行政改革委員会への意見書の提出等、東奔西走の働きをしていただいた会員各位並びに関係各位の方々に心から深く感謝申し上げます。

電子化申請、地方分権の推進等、行政書士を取り巻く環境は依然として厳しい環境にあり、更なる試練の道を歩まねばならないことと思います。こういう逆境を克服してこそ真に明るい行政書士の未来が開かれるものと確信します。電子化申請に対応した電子商取引の実験が昨年実施され多くの会員の方々にご協力をいただきました。また、建設業営業年度終了報告書の提出の徹底について県当局と協議を重ねて来た結果、昨年10月に「建設業許可事務に係る取り扱いについて」の通知文が土木部監理課より本会の方へ送付されました。それに伴い未提出業者の調査に多数の会員の方々にご協力をいただき完了致しました。こうした活動によって得られた成果一つ一つが我々の財産として築き上げられ確固たる礎を作り上げるものと思います。今後も時々の課題に迅速に対応できる組織づくり、職域の確保拡大に全力を傾け、行政書士会の発展に努力を重ねて参りたいと思います。会員各位の一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、会員各位の今年のご多幸ご健勝を心からご祈念申し上げますとともに、本年も関係各位の変わらぬご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。



年頭のあいさつ

石川県知事 谷本正憲

新春にあたり、石川県行政書士会の会員の皆様のご健勝を心からお慶び申し上げます。

行政書士制度は、昭和26年に行政書士法が制定されて以来、約半世紀にわたり充実・発展を遂げてきたわけですが、今日、行政書士の皆様は、地域住民と行政の懸け橋として、また身近な相談相手として、多くの信頼を得ているところであります。

これも、行政書士会並びに会員の皆様の県民に対する様々な活動や業務の提供に尽くされた賜物と、心から敬意を表する次第であります。

さて、21世紀を3年後にした今日、国際化、高度情報化、少子高齢化などの著しい社会情勢の変化が見られ、また行政分野においても規制緩和、地方分権の推進など諸制度の見直しを求める声が強くなり、的確な対応が求められております。

県といたしましても、「個性、交流、安心のふるさとづくり」を基本目標とする石川県新長期構想「世界に開かれた文化の国づくり構想」の実現に向けて全力で取り組むとともに簡素で分かり易い行政の推進に努めているところであります。

会員の皆様におかれましても、行政書士業務の重要性と公共性を十分にご認識されますとともに、時代のニーズに対応した諸改善に努められ、今後とも住民の権利と擁護と行政の円滑な運営のために一層ご活躍をされますようご期待申し上げます。

おわりにあたり、石川県行政書士会の益々のご発展と会員各位のご多幸を祈念いたしまして、年頭のごあいさつといたします。



新年を迎えるにあたって

新年の心構えについて

副会長 高 位 孝 一

明けましておめでとうございます。諸先生方には家族お揃いで、すがすがしい新年を迎えられたことと存じます。

昨年は「行政書士業務独占の廃止について」の規制緩和問題で明け暮れた感じの1年あったと思います。

さて、今年は虎（寅）年です。虎には「虎は千里往って千里還る」という言葉がありますが、私は、行政書士業務の適正な執行と国民の利便に資することの目的達成のために自らを律して、国民と行政とのつなぎ役として一層行政書士に期待がかかっていることを認識して、千里でなくとも、一里でも多く歩を進めて行きたいと思います。

会員の皆さま方には何事も積極果敢にチャレンジして行政書士としての発展をはかってみてはいかがでしょうか。

真面目な業者のみが残る。一見道理であるが、これには落とし穴があり、環境が整っていることが条件である。

一つは全ての国民が正確な選択ができる能力があり、二つ目は、これができる情報の開示が不可欠である。行革委の規制緩和委員会報告書は、とても国民サイドに立ったものとは思えない。特に行政書士をやり玉にあげているのは、悪意に満ちていて公正公平を旨とした報告ではないと断ぜざるをえない。

大胆な改革も時として必要だが、それには事前の周到な準備と、アフターケアが用意されていなければ、弱い者は浮かばれない。

日本人は冒険主義を好まない。リスクの大きな実験は、先の戦争でこりごりの筈である。

省庁の統廃合による再編によって、スリムな政府を目指していた行政改革が、いつの間にやら、自分達の足元に火がついて、ビックリしているのは私一人だろうか？

なにか官僚の報復の気配が感じられる今日この頃である。

何が行政改革か

副会長 山 下 岩 雄

新年あけましておめでとうございます。

行政書士に頼むか、非行政書士に頼むかは国民の自由意思によって選択すべし。それによって不利益を受けても、それは選択した国民の自己責任に帰するので、業務独占を排しても、市場原理によって悪徳業者は自滅し、



俳句“春夏秋冬”

副会長 丹 保 仁吾郎

新年明けましておめでとうございます。

最近の俳句ばかりに釣られて、お恥ずかしい駄句をご披露します。皆様が、気軽に寄稿して下さいキッカケになれば幸いです。

◇ 森そよぎ 残雪の峰と語り合う

早春の奥山（おうきやま）微風の声だけにする静けさでした。

◇ 若鮎を 鶯に盗られて 雲と寝る

河原に寝てころがって仰ぐ初夏の青空を、綿雲が悠々と流れてゆきました。

◇ 秋暮れて 手談も冴えず 酒五勺

手談とは囲碁の別称。小生50才で五段。60才で六段、今は七段ですが、棋力酒量その他衰え、色即是空の心境です。

◇ 洞庭の 水澄み ふるさと遙かなり

水澄みは秋の季語。しかし濁水満々の洞庭湖の水が澄むのは水涸れた厳冬。昭和21年正月、虜囚の私はその岸に立ち「遙か祖国よ栄えあれ」とうたっていた。亡き戦友を偲び、平和と皆様のご多幸をお祈りします。合掌

第一回行政書士会史、編纂委員会発足

行政書士法制定50周年記念行事として、「石川県行政書士会史」が発刊されますが、第1回行政書士会史編纂委員会が去る1月16日日本会会議室に於いて開催された。

法制定から半世紀、諸先輩諸氏が歩んでこられた貴重な足跡を基調に、石川会として、また、会員として、邁進してこられた会員諸氏のご功績、ご意見を編集していきたいという方針です。

具体的編纂方法については、次回以降検討していくことになり、編纂委員にも4～5名委嘱することとなった。

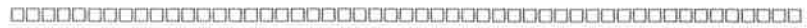
なお、同編纂委員会の役員は下記の通り選任された。

委員長：丹 保 仁吾郎（現副会長）

副委員長：山 本 権（元総務部長）

総 務：宮 川 外茂次（現総務部長）

総 務：倉 本 守（現広報部長）



強調月間活動報告

行政書士を広く一般の方にPRをし、「にせ行政書士」を排除するために、10月1日から10月31日にわたり、次の活動を実施した。

1. PR活動

① 次の県下5会場において、「許認可無料相談所」を開設し、広く一般の方の相談にあたった。またマスコミの取材を4社うけた。

- (1) 金沢支部 10月1日(水)
金沢勤労者プラザ 1階中研修室
- (2) 小松支部 10月3日(金)
小松市役所
- (3) 加賀支部 10月2日(木)
加賀市民会館 3階12会議室
- (4) 七尾支部 10月3日(金)
アルプラザ鹿島 中央イベント広場
- (5) 輪島支部 10月15日(水)
輪島市文化会館 2階

② 「行政書士110番」電話無料相談を実施

10月1日 金沢勤労者プラザ

10月2日～3日 本会会議室

③ 北国新聞に1ページの大広告(10月1日)と帯広告(10月15日)の2回行う。(珠洲支部4名、輪島支部4名、七尾支部15名、金沢支部69名、小松支部13名、加賀支部5名、計110名の協力会員による広告名簿を掲載した。)

④ MROラジオ放送に広告
9月27日～10月3日の7日間
朝 8:00頃 朝 10:00頃
昼 12:00頃の3回

⑤ 行政書士制度周知用の表示板及びポスターを県、市町村、土木事務所、保健所等官公署に設置、配布した。

⑥ 市町村広報紙に掲載を依頼した。

2. にせ行政書士の排除活動

- ① 会員が、「にせ行政書士」を調査し、該当があれば、本部へ連絡する。
- ② 類似団体に、非行政書士行為の排除について文書又は口頭にて協力を求めた。



無料相談所会場 (金沢支部)



マスコミの取材に対応する会員

建設業の決算変更届の提出推進と研修会報告

業務指導部 京 念 昇

平成9年度の事業計画の一つとして実施しました建設業の決算変更届提出推進及び研修会の開催について経過をご報告申し上げます。

1. 決算変更届提出推進につきましては、先ず変更届提出状況の調査を県庁監理課において実施致しました。10月20日から11月10日まで、実日数14日、延べ90人の調査員が午前10時より午後4時まで約6,700業者について1件1件の記録を開いて調査致しました。

老若男女の会員が毎日5～6人ずつ継続して通い続けた真摯な姿勢には、行政書士の存在と行動力が改めて強く印象づけられました。

お忙しい中、沢山の皆様のご協力をいただきましたこと部員一同心から感謝申し上げます。

なお、変更届提出状況の結果については、現在パソコンにて集計すべく一般会員のご協力をいただいております。

今後は、決算変更届の毎年の提出を推進啓蒙してゆくことによって、行政書士の建設関係業務がさらに建設業者の利便に資するよう検討してまいりますので、会員の皆様方のより一層のご支援をお願い申し上げます。

ます。

2. 次に、研修会として「建設業許可事務変更に関する研修会」及び「開発行為研修会」を開催致しました。

許可事務変更の研修会は、10月25日(土)地場産業センターにて、総務部長宮川外茂次会員並びに業務指導部長京念昇会員を講師に約70名の方々が参加して行われました。県監理課発の「建設業許可事務変更の通知」は既に本誌号外にて周知徹底のところではありますが、その通知内容の共通理解を図るとともに、決算変更届出書作成のポイントについて研修致しました。

また、開発行為研修会は、11月22日(土)労済会館にて業務指導部津田亨会員を講師に約50名の方々が参加して行われました。

開発許可に関連する法令の概略と仕組みについて、基礎的概念の理解と実務の手掛かりとなる貴重な資料を得ることができました。

今後も、会員のニーズに合った研修会の計画と研究会の充実によって、業務の精通をめざしてまいりたく、なお一層のご協力をお願い申し上げます。



開発行為研修会 講師 津田 亨



研修会風景

第4回理事会開催

さる12月12日（金）午後1時30分からMR
O別館会議室において平成9年度第4回理事
会が構成員23名中14名出席で開催された。

高位副会長の開会挨拶に続き藤井会長の挨拶は、行政書士制度強調月間の成功に対する感謝から始まった。

今年度最重要問題であり行政書士にとって死活問題である行革委規制緩和委員会
の「行政書士の業務独占の廃止」の方向に対する
当会の取組みと全国的取組みの中で、同小
委員会の最終報告が大幅に後退したものとな
ったことを報告した。

当会の輪島支部や金沢支部など各支部が率
先して行なった県及び各市町村議会に対する
「意見書や請願」が採択される中で中央の答
申をも左右するなど取組みの成果と果たした
役割が大きかったことを評価した。また、今
後も取組みを緩めることなく行政書士法が真
に国民と行政のパイプとなるための改正を求
めていくことを強調したものであった。

藤井会長の議長で報告事項、審議事項、協
議事項の順で審議が進んだ。提出案件に対し
各理事から積極的に建設的な意見が交わされ
午後5時00分丹保副会長の閉会の挨拶で終了
した。なお、可決承認事項は次のとおりで
あった。

◎報告事項

1. 日行連中地協理事会報告
2. 日政連幹事会報告（規制緩和問題）
3. 前理事会以降の業務報告
4. 行政書士制度強調月間の総括報告
5. 建設業許可「営業年度終了変更届」未提出業者への法遵守活動の取組み

6. 電子商取引実証実験の取組み
7. 「業務独占の廃止」阻止闘争の取組み
8. その他各部からの事業報告
9. 予算執行（会費未納者名を含む）報告
10. 日行連との意見交換会開催報告

◎審議事項

1. 日行連 新年賀詞交歓会への参加者
会長及び副会長とする。
2. 知事・代議士等新年互例会への参加者
会長・副会長及び部長を原則とする。
3. 地区別懇話会開催について
時期 2月中旬とし支部長と協議する。
内容 事業計画、事業予算その他
4. 業務報酬額基準取扱要領、作成につ
いて
・公取委の最近の動きと規制緩和委員会
の最終報告を参考に取扱を検討する。
5. 「業務独占の廃止」阻止闘争その他
・「行政書士の業務独占の廃止」に対す
る市町村議会への請願活動を継続する。
・参議院選挙に向けて関係組織等へ陳情
行動を展開する。
6. 会財政のひっ迫とその対策について
・会費未納者への納入対策強化
・会費の改定について
経理部・総務部で合同協議会を開催す
る。
7. その他
・石川県士業団体協議会開催について
当会が座長となり1月中旬に定例会を開
催、現在日程等は調整中 出席者は7
月定例会に準ずる。
・各部からの事業予定提案

◎協議事項

1. 平成10年度定時総会について

会務報告

- ・平成10年5月24日～30日間のうち
 - ・場所は懇親を重視して1泊で行なう。
 - ・宿泊費は会財政ひっ迫の折実費とする。
2. その他
- ・県税事務所での納税証明書取得を行政書士登録証明書と役職印で取得できるよう交渉する。
 - ・県の監理課や生活環境課とも申請手続き改善について交渉する。
 - ・今年度か次年度の早い時期（予算計上でき次第）に電子申請時代に即応すべく「PCと関連機器」を導入する。また、その研修会を開催する。

以上

理事会に先立ち午前10時から構成員11名中10名（内オブザーバー1名）の出席で部長会が開催され理事会への提出議案について審議承認された。

日行連へ要望、質問

（日行連と各单位会との連絡会）

中地協は「日行連と各单位会との連絡会」を平成9年11月3・4日の石川県片山津温泉「北陸グランドホテル」で開催した。これは平成9年度事業の一環として「日行連事業への理解を求め、また、各单位会から建設的意見を聞く」を目的としたもので昨年度も開催された。

連絡会は単位会から各单位会代表者36名（当会からは会長、副会長等7名）日行連から盛武会長ほか2名が参加し、当会藤井会長（中地協副会長）の司会で始まった。今連絡

会の議題は①日行連の事業の説明、②単位会からの要望、質問等、③規制緩和について、であり石川会は、事前及び当日に日行連への要望、質問事項として

電子商取引実証実験について

「日行連で極めて多額の予算を使う同実験においてムダな支出となりかねない状況になりつつあるがこの経緯と対応を糺す」として日行連の同実験への取組みの不十分さ（ソフト開発会社が不十分なソフト開発をした。）や日行連事務局体制の不確立による事務連絡の不備について質問したところ、盛武会長は同実験の取組みと成果は必ずしも成功とは言えない。多額の予算支出と収入不足についての責任を感じている。次期総会でその責任を表明したい、との回答があった。

規制緩和について

「日行連で規制緩和対策本部を設置」して諸運動を展開していることは十分承知しているが、単位会で足並みが乱れまた、多くの単位会が日行連への意見具申や議会への請願行動をしていないのではないか。全単位会が統一して阻止行動に参加するよう対策をたてるべき、と要望した。

また、関連して今連絡会に日政連副会長が欠席していることについて

規制緩和問題で今後は政治問題化しつつある今日、当然中地協選出の政治連盟副会長の出席を求めるべきである、との意見を述べた。

その他として

建設業許可「営業年度終了変更届」毎年提出という法遵守の実現に向けた取組み経過を報告するとともに近隣県の追随をお願いした。

この連絡会は日行連への要望だけでなく各单位会の進んだ経験や抱えている問題を定時

電子商取引

総会とは別にして共有できる機会として今後とも開催して頂くことを望む。

また、石川県での開催は9月開催の中地協理事会で急きょ決定されたもので当会での準備も不十分でまた予算的にも不足がちであったが、日行連及び中地協における石川会をアピールする機会とすることで役員一体となって会場準備を行なった。連絡会のあとの懇親会も大変盛り上がり成功裏に終了することができた。

なお出席者は、藤井会長、高位・茅野 各副会長、宮川総務部長、重森法規企画部長、京念業務指導部長、太田監察部長。

電子商取引実証実験に参加して

業務指導部副部長 的 場 晴 次

政府は昨年12月20日の閣議で、省庁への申請・届け出の手続きを簡便にするため、行政文書の原本を原則として電子化することを決めました。官公庁へ提出する許認可申請書をペーパーレス化して、電子申請で行う日が着実に近づいております。

石川会では（財）ニューメディア開発協会主催のインターネットを使用しての電子商取引実証実験に日行連の呼び掛けで参加しました。今回の実証実験の目的はインターネットを使用した場合の許認可申請書類の秘密保持、申請代理人の確認、インターネット上での申請書類の改ざん、暗号化された文書の発信、返信の確認、添付書類（写真・図面等）のデータの圧縮送信等が可能かどうかを確認することでした。そのため電子公証センター

を立ち上げ、送受信されるデータは全て電子公証センターを経由してなされる方法がとられました。電子公証センターとは内容証明郵便を取り扱う郵便局の役割を果たしており、電子公証センターが申請代理人（行政書士）の身元を確認して、ID及びパスワードを発行して身元を保証します。電子公証センターでは申請代理人から送られてきた電子文書が、行政書士であることを確認して官公署へ電子文書を転送します。官公署では電子公証センターから転送された電子文書をパソコンの画面上で確認して、許可書を電子公証センターに送り返します。電子公証センターでは官公署から送付された電子文書であることを確認して、申請代理人にその電子文書を送ります。

石川会では金沢市の協力を得まして、住民票の交付申請を行政書士事務所・金沢市役所間で行いました。実験では県内5名の行政書士、兵庫県、広島県から各1名の行政書士の協力を得まして、昨年11月17日から11月28日の2週間で住民票の申請及び交付を行いました。作成されたソフトに様々な問題が発生して、所期の目的を十分に達成することは出来ませんでした。例えば秘密保持のために厳重な暗号化がなされているために解読に時間がかかる、白紙の住民票の申請用紙が送付されてきた、申請代理人が住民票を申請したが、インターネット上で行方不明となった等のトラブルが起きましたが、確実に住民票が送受信された例も多くあり、この実験は成功したと思っています。

この実験から得た教訓はインターネットを使用した電子申請は可能であり、行政書士事務所が役所の窓口として、住民票の申請、転出届、印鑑証明書、戸籍謄本等の申請・交付

電子商取引

が出来る「住民サービス可能である」ということです。インターネットを使用したオンラインシステムは急速に進歩することは間違いありませんが、それに行政書士がどう対応していくかが今後の大きな課題です。

第2日☆「運輸省における電子申請について」運輸省情報企画課 片山氏
 基本的には総務庁のクリアリングシステムを基に09/02/10閣議において申請・届出手続きの電子化・ペーパーレス化を11年度を待たずに原則として10年度末までに可能な限り実施する決定がなされていること、又現段階では詳細は未だ不明とした。

運輸交通全国担当者業務研修会報告

加賀支部 荒谷 慶一

去る11月13～14日行政書士会館に於いて“運輸交通業務研修会”が開催され石川会を代表して出席させて頂きました。会次第は次のとおり

第1日☆「規制緩和と行政手続法」日行連盛武会長の講演

主旨－行革委規制緩和小委の「行政書士による書類作成業務独占の廃止」についての日行連の対応・活動について

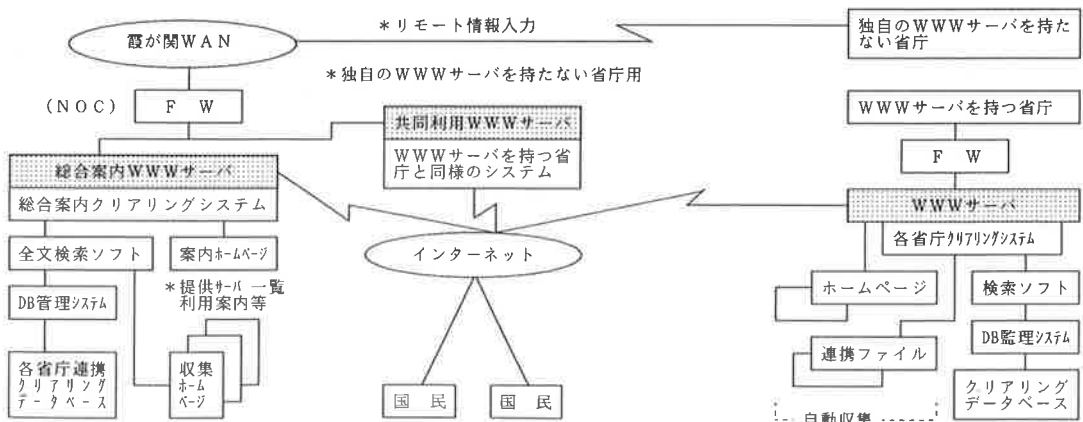
説明（現状及び今後の見通し）

☆「実例報告（許認可と車庫）と質疑応答」パネラー2名

☆「一般貸切旅客自動車運送事業について」開運旅客1課 西川氏
 規制緩和を受け許可申請作成の手引き・認可、届出の統一様式を設定開示し、これに準拠して許認可及び届出を行うこととされた。

なお、一般貨物自動車運送事業については12年をメドに全国一律最低保有台数「5両」が実施されると行政手続きは更に簡素化され書士各位の収入減に、他方業界では新規業者の参入が容易となり、業界の競争は激化し再編が現実化するものと思われます。

行政情報の社会的活用のためのクリアリングシステム構成図



(注)

- 1 トワークオペレーションセンタ. 霞が関WANを管理する中枢センタ
- 2 F W・・・ファイルウォール、防火壁。霞が関WAN、各省庁LANに対し、外部からの不正なアクセスを遮断するシステム
- 3 WWWサーバ・・・ワールドワイドウェブサーバ、インターネットで文字、画像等情報を提供できるWWWを登録したコンピュータ
- 4 ホームページ・・・インターネットでの提供情報、各省庁においてホームページの作成が進められている。
- 5 連携ファイル・・・総合案内クリアリングシステムが各省庁から収集する情報(資料件名、要旨、省庁識別コード等管理情報等)ファイル
- 6 全文検索ソフト・・・フリーキーワードでデータベース、テキスト情報全文から高速で検索できるソフトウェア
- 7 各省庁連携クリアリングデータベース・・・収集した各省庁の連携ファイルを蓄積、管理するデータベース

1 NOC・・・ネット

規制緩和阻止闘争報告

規制緩和阻止闘争本部

行政改革委員会規制緩和小委員会が昨年6月に突然打ち出しました「行政書士の書類作成業務の独占廃止」の論点公開に対して、日行連を先頭に全国の行政書士会が猛烈な反対運動を繰り広げてきました。石川会でも藤井会長を先頭にして、各支部の協力を得て石川県議会及び各市町村議会にその不当性を訴えました結果、9月の県議会、金沢市議会で共に全会一致で意見書が、輪島市、門前町議会では請願が採択されました。石川県をはじめ全国26の県議会で反対の請願・意見書が採択されたことは、最初は内閣の一員として行政改革には反対できないと反対運動に消極的であった自治省を反対運動の先頭に立たせる大きな原動力となりました。その結果、行政改革委員会が昨年12月に橋本内閣総理大臣に提出致しました最終意見書では「行政書士に関しては、業務独占の在り方について、今後、具体的な検討を開始すべきである」と一歩後退した内容となりました。

しかし、最終意見書には「行政書士試験の受験資格要件を廃止する」「行政書士会会則及び日本行政書士会連合会会則に、行政書士の受ける報酬については記載しないこととすべきである。」との内容が盛り込まれています。自民党行政改革推進本部の規制緩和・公益法人委員会は内閣が意見書を最大限尊重することは了承していますが、細部については政府が新たな規制緩和推進計画を策定する今年3月末までに同本部で検討することを確認しており、まだまだ予断を許しません。橋本内閣もこの最終意見書を最大限尊重するとの

閣議決定をしていますので、その動きには常に監視する必要があります。

このような状況に鑑みまして、石川会では引き続き各支部の会員の方々のご協力を得まして県内市町村議会に働きかけてきました。その結果、七尾市、羽咋市、美川町、鶴来町、柳田村では意見書が、穴水町、能都町、内灘町では請願が12月議会で採択されました。その他の市町村議会でも会員の皆様のご協力を得て、3月議会で意見書・請願が採択されるよう努力中です。

昨年秋には、公正取引委員会が土地家屋調査士会の報酬規定の在り方に警告を出しており、12月からは行政書士会に対しても広告規制、報酬規定の実態調査を開始しています。また、自民党では司法制度改革特別調査委員会で士業制度を含む司法制度の改革を検討中です。行政改革、地方分権、規制緩和等行政書士を取り巻く環境はまだまだ厳しいものがあります。今後とも会員の皆様方の政治的な運動をも含めました絶大なるご支援、ご協力を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

羽咋市 行政書士制度見直しに関する 請願の採択について

塩田 義一

本件について、七尾支部役員会で決定し、私が羽咋市議会議長中村孝清氏にお願いした結果、同市議会議員山本泰夫氏、本多将志氏、浅野俊二氏の3議員に「行政書士制度見直しによる国民負担の増大の防止」に関する請願をお願いしたところ、市議会で全会一致で採択されると同時に「行政書士制度見直しに関する意見書」が上提され採択されるに到った。

なお、今回ご協力をいただいた各議会の先生方に心から厚くお礼を申し上げる次第です。

議会議案第 1 号

行政書士制度見直しに関する意見書

上記の議案を別紙のとおり石川県議会会議規則第15条の規定により提出します。

平成9年10月3日

石川県議会議長 池田 健 殿

提出者	議員	角	光	雄					
下 沢 佳 充	藤 井 義 弘	杉 本 栄 蔵	木 本 利 夫	紐 野 義 昭					
小 倉 宏 眷	米 田 義 三	石 田 忠 夫	吉 田 歳 嗣	向 出 勉					
善 田 晋 作	上 田 幸 雄	稲 村 建 男	長 憲 二	北 村 茂 男					
大 幸 甚	福 村 章	中 川 石 雄	宮 下 正 一	米 沢 外 秋					
山 田 憲 昭	山 田 省 悟	北 村 繁 盛	石 林 爾 郎	菊 知 龍 雄					
和 田 内 幸 三	長 井 賢 誓	岡 部 雅 夫	櫻 井 廣 明	河 口 健 吾					
宮 地 義 雄	石 坂 修 一	吉 崎 吉 規	宇 野 邦 夫	米 沢 利 久					
金 原 博	北 野 進	稲 本 孝 志	宮 下 登 詩 子	池 田 健					
庄 源 一	八 十 出 泰 成								

行政書士制度見直しに関する意見書

本年6月26日、総理府の行政改革委員会規制緩和小委員会は、「行政書士による書類作成業務独占の廃止」を規制緩和の重点項目として発表した。

もし、これが実行されると、許認可や事実証明等の書類作成にだれでもが参画できることになる。

このことは、書類作成者の守秘義務の担保もなく、依頼者のプライバシーの侵害その他の違法行為の発生が懸念され、かえって国民に不利益をもたらすことが想定される。

本年、行政書士法が改正され、「業務の適正な執行と国民の利便に資すること」の目的規定が創設され、行政書士自らを律するため「罰則」規定も併せて強化されている。情報化社会の中で国民と行政とのつなぎ役として一層行政書士に期待がかかっていることにかんがみると、今回の改正は決して国民のために益あるものとは考えられない。

よって、政府におかれては、引き続き現行の行政書士制度が存続、堅持されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

地方行政部会・地方制度調査会合同会議

- | | | | |
|---|------|------------------------------|---|
| 1 | 日時 | 平成9年12月10日 | 午後2時～4時 |
| 2 | 場所 | 自民党本部 | 704号室 |
| 3 | 出席者 | 自治省 | 行政局長 松本 英昭
行政課長 伊藤祐一郎
行政課課長補佐 松岡 裕之
自治事務官 小林 雅史
日本行政書士政治連盟 会長 盛武 隆
副会長 江原 貞治
幹事長 蓮池 幸男
国会対策委員長 戸嶋 正二
日本行政書士会連合会副会長 宮内 一三
総務部長 小檜山 信
事務局次長 相川 久光 |
| 4 | 報告事項 | 行政書士業務（行政改革委員会規制緩和委員会報告）について | |

記

報告概要

（松本局長）

本日は、かねがね行政書士制度について先生方にご声援をいただき厚く御礼申し上げます。さて、12月4日規制緩和小委員会の報告が出ました。これについては10月30日に須藤部会長をはじめ先生方が行革委に「行政書士制度について業務独占廃止すべきとの意見は受け容れられない」との申し出をしていただき、その後先生方のご指導を伺いながら参ったわけですが、12月4日の報告では、「あり方について」今後検討するということになり、当面の措置として、行政書士試験の受験資格要件を廃止することと、会則等に行政書士の受ける報酬については記載しないこととなりました。

心配していた「業務独占の廃止」が盛り込まれませんでした。

以後は、行革委の報告に基づき政府の規制緩和推進計画で策定することになりますが、この内容で盛り込まれることになると思われます。

重ねて先生方に御礼を述べるとともにご指導をお願いするしだいでありませう。

ありがとうございました。

（盛武会長）

この度は、各先生方のご指導ご鞭撻に対し心から御礼申し上げます。

大変ご心配をおかけいたしました。絶大なるご支援を賜り何とか一応の決着を見ました。

士業には弁護士会、税理士会、司法書士会、行政書士会と各士業があり、手続がわかれています。今後は市民に対するワンストップサービスの対応に向けて、先鞭となって専門家の壁を広くし、国民の負託に応えられるよう一生懸命頑張って参る所存でありますので、一層のご理解を賜りますよう宜しくお願いいたします。本当にありがとうございました。

（久世参議院議員）

ご苦勞されたことと存じます。

盛武会長にお聞きしますが、士業では弁護士、公認会計士等が総合事務所というような大きな流れがある。国際化、情報化の流れの中で将来、そこに加わるのは次元が違うのか、業態を現実に見合ったように直していかなければならないと思うが、どう思っているか伺いたい。

（盛武会長）

質問の中身は、法律総合事務所のようなものだと思いますが、今後話し合いが必要だと思います。

紙からオンライン申請に移行すれば、どのように資格制度が変革するかということであり、マルチメディアネットワーク社会におけるデータサービスのあり方について、国民負担の軽減になるようアクセスやその他の手続について、各士業と協議しつつよりよいサービスを提供していきたいと考えております。

行政改革委員会鈴木参与との面談

1 日時 平成9年12月18日(木) 午前11時～11時50分
2 場所 (株)旭リサーチセンター 応接室
3 出席者 行政改革委員会 参与 鈴木 良男
日本行政書士会連合会 会長 盛武 隆
事務局次長 相川 久光
業務課長 丸山 鋼平

記

(発言要旨)

(盛武会長)

本日は、規制緩和小委員会の報告が出ましたので、ご挨拶に伺いました。この度はいろいろとありがとうございました。

(鈴木参与)

よく頑張られたと思います。大変な実力者ですよ。今回の中で政治的に一番運動されたのが、日行連で、2番が新聞関係、3番が保険関係でした。

(盛武会長)

金も力もない団体ですが、一生懸命で何とかしたかったのです。先生もご存じの前総務庁の行政監察局長で現NEC総研副理事長をされている大橋副理事長から日行連の主張は理論2、実態論8で対応されたほうが良いとアドバイスを受け、これまで先生ともやり合ってきたのですが、いい勉強をさせていただきました。ただきちんとスジを通したかったのです。今後も規制緩和小委員会の報告を受け、「あり方検討委員会」なるものを日行連に設置して対応しようと考えています。

(鈴木参与)

実際、行政書士会だけを取り上げるというのは難しい。

フォーラムの時、京都、奈良に行った際、私は行政書士の先生方に取り囲まれていろいろ言われました。でもきっちり主張されていましたよ。

(盛武会長)

しかし、実際、廃止となると全面戦争にならざるを得なかった。運輸省にも切り込むことになりました。

(鈴木参与)

その運輸省の天下りのことですが、自販連にただしてみると、登録代行センターの職員1,300人のうち、OBは40人しかいないと言っている、たしか会長は300人といっていました、

(盛武会長)

私のはちょっと古いデータになるんですが確かにいるんですよ。OBの全リストがあります。今度出します。

(鈴木参与)

いいですけどね。ファクトが大切なんです。今後は報告書の中で、規制緩和推進へ向けて3年計画を策定することになっておりこれからが本番です。おそらく規制緩和推進委員会なるものができ、民間人の監視委員会が出来ることになっています。3月の閣議で決まります。ただ、土業の問題は、今度は土業を全部マナ板にのせると言うことになるのではないかと。弁護士法の72条をほくことがスタートになる。そうじゃないと国際化の波に洗われ金融ビックバンでやられる。インターナショナルな仕事が出来ないとダメになる。専門家というはお互いに範囲は決まっております、企業家でないということで、そこがウィークポイントになるわけですよ。

(盛武会長)

おこがましい話ですが、私は鈴木参与の意を組んで各土業に働きかけ、参入規制のことについて旗振りをしたいと思っています。

いずれにしても各土業の垣根を取っ払うときは必ずきます。



また、土業間ワンストップサービスにも移行しなければなりませんし、今後の進め方で私なりにお手伝いが出来れば全力で取り組みたいと思います。

(鈴木参与)

私の意をくんでというのも何ですが、いずれそういうことにならざるを得ません。頑張ってください。

(盛武会長)

本日はありがとうございました。これからもよろしく願いいたします。

会長	副会長	事務部長		監印
				

監 第 1182号
平成9年10月 9日

石川県行政書士会 会長 殿

石川県土木部監理課長

建設業許可事務に係る取り扱いについて（通知）

建設業法第11条第2項による毎営業年度経過による財務諸表等の変更届（以下、「決算の変更届」という）の提出を徹底させ、また、建設業許可要件の確認事務の適正化を期するため、今後の建設業許可事務に係る取り扱いの一部を下記のとおりとすることとしたので、よろしくお願いします。

記

1 決算の変更届について

決算の変更届については、建設工事の注文者等が建設業者の施工実績、経営内容等を把握し、適切な業者選定を行えるようにとの趣旨からこれを公衆の閲覧に供しており、許可を受けた建設業者は毎営業年度経過後これを提出することとされております。

このため、本県においては提出が義務付けられている旨の注意書を許可証交付時に渡すなどして指導を行ってきたところでありますが、依然として提出をしない業者が見受けられることから、決算変更届の毎年の提出を促すため、今後は次のとおり取り扱うこととします。

- (1) これまで許可の更新申請の受付時に、決算の変更届が提出されていなかった場合には、直前1年分の決算の変更届の提出を求めていましたが、これを3年分求めることとします。
- (2) (1) の場合において、決算の変更届を提出しなかったことの始末書の提出を併せて求めます。



2 建設業許可要件の確認事務の適正化について

今般、本県における建設業の許可要件の確認のための添付書類及び手続きについて適正化・明確化を図るため、今後は次のとおり取り扱うものとします。

(1) 専任技術者履歴書

添付を廃止します。

なお、新規許可等において、専任技術者に他の建設業者との重複があり必要があると認められる場合には、専任性の確認のための書類（例えば、健康保険証、給与台帳又は本人の履歴書等）の提示を求めることがあります。

(2) 省略書類（省略可能書類の確認一覧表）

添付を省略します。

(3) 所得証明書

金沢市においては、業態証明書の添付を必要とするものについて、町会長の業態証明に加えて、同期間に営業所得があったかどうか確認するために所得証明書の添付を求めていましたが、この添付を省略します。

(4) 始末書

上記1の(2)のとおり、決算の変更届の未提出者に対しては、許可の更新申請時に始末書（様式は任意）を提出していただきます。

(5) 預金残高証明書等について

一般建設業を新たに許可申請する際の財産的基礎又は金銭的信用の確認にあたり、個人業者の場合には、自己資本の額が500万円以上であっても裏付け資料として預金残高証明書、固定資産税評価額証明書等の添付を求めていましたが、この添付を省略します。

なお、自己資本の額が500万円に満たない場合には、従来どおり預金残高証明書又は融資予定念書の添付は必要ですが、この証明書の発行日は許可申請日前1月以内のものとするようお願いします。

(6) 商業登記簿謄本について

経営業務管理責任者の証明書において、証明者が現に建設業の許可を有しない法人である場合には、役員であったことの確認のため、必要な期間分の商業登記簿謄本を提示していただきます。

(7) その他

その他、許可申請書類の記載事項に疑義があり、審査の上で必要な場合には、確認書類の提示を求めることがあります。



監 第 1771 号

平成10年1月23日

石川県行政書士会会長 殿

石川県土木部監理課長



経営業務管理責任者の大臣認定要件の明確化について

今回、標記のことについて、建設省建設経済局建設業課長より別紙のとおり取扱う旨の通知がありましたのでお知らせします。

「建設業法第7条第1号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件」
(昭和47年3月8日建設省告示第351号) について

1 同告示第1号について

許可を受けようとする建設業以外の建設業に関する7年以上の経営業務の管理責任者としての経験については、単一の業種区分において7年以上の経験を有することを要するものではなく、複数の業種区分にわたるものであってもよいものとする。また、許可を受けようとする建設業とそれ以外の建設業に関して通算7年以上の経営業務の管理責任者としての経験を有する場合も、本号に該当するものとする。

2 同告示第2号について

- (1) 「経営業務を補佐した経験」とは、許可を受けようとする建設業に関する建設工事の施工に必要とされる資金の調達、技術者及び技能者の配置、下請業者との契約の締結等の経営業務に、法人の場合は役員に次ぐ職制上の地位にある者、個人の場合は当該個人に次ぐ職制上の地位にある者として、従事した経験をいう。
- (2) 許可を受けようとする建設業に関し7年以上経営業務の管理責任者に準ずる地位にあって経営業務を補佐した経験（以下「補佐経験」という。）については、許可を受けようとする建設業に関する補佐経験と、許可を受けようとする建設業又はそれ以外の建設業における経営業務の管理責任者としての経験の期間とが通算7年以上である場合も、本号に該当するものとする。
- (3) 法人、個人又はその両方において7年以上の補佐経験を有する者については、許可を受けようとするのが法人であるか個人であるかを問わず、本号に該当するものとする。

《金沢市》

**産業廃棄物処理業の許可申請書
様式の一部変更について**

金沢市環境部生活環境課長から下記の通知があり、産業廃棄物等処理業（収集運搬を含む）の許可申請書様式が一部変更されることになりました。変更の期日は1月16日（金沢市への申請）からとなります。なお、これに先立って石川県環境安全部からも同様の連絡があり、変更の期日は昨年12月17日からとなっています。

変更内容、①様式第12号の7「誓約書」の誓約内容の変更及び誓約は申請者のみとなった。
②様式第12号の8「役員及び政令で定める使用人に関する事項」の追加、③様式第12号の9「株主又は出資者に関する事項」の追加、④様式番号 様式第12号の9が様式第12号の11

①、②、③の様式は別紙参照、ただし実物は用紙はA4です。また、当会事務所に原紙があります、実物コピー必要の方は請求してください。

通知文

発 生 第177号
平成10年(1998年)1月16日

石川県行政書士会様

金沢市環境部生活環境課長 平 田 敏 雄
(公印省略)

産業廃棄物および特別管理産業廃棄物処理業の許可申請書様式の一部変更について（通知）

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

このことについて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部が改正されたことに伴い、許可申請書および添付書類等の様式が一部変更になり、本日から新様式を施行することとしましたので、お知らせいたします。

今後ともよろしく願いたします。

欠格条項に該当しない者である旨の誓約書

- イ 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ないもの
- ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ハ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、浄化槽法（昭和58年法律第43号）、大気汚染防止法、騒音規制法（昭和43年法律第98号）、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、悪臭防止法（昭和46年法律第91号）、振動規制法（昭和51年法律第64号）及び特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成4年法律第108号）に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第31条第7項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条（傷害罪）、第206条（傷害現場助勢罪）、第208条（暴行罪）、第208条の2（凶器準備集合罪）、第222条（脅迫罪）若しくは第247条（背任罪）の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ニ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の3（同法第14条の3において準用する場合を含む。）若しくは同法第14条の6又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）
- ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

私は、上記イからホまでのいずれにも該当いたしません。

なお、許可後に欠格要件が判明し、又は、欠格要件に該当するに至った場合には、許可を取り消されても異議申しません。

以上誓約いたします。

平成 年 月 日

金沢市長 山 出 保 様

申請者 住 所

氏 名

印

（法人にあっては名簿及び代表者の氏名）

様式第12号のB

役員及び政令で定める使用人に関する事項

役 職 名	氏 名	住 所

以上の役員及び政令で定める使用人は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第七条第三項第四号イからホのいずれにも該当いたしません。

平成 年 月 日

申請者

住 所

名称及び代表者の氏名



電話番号

備 考

- この書面は、申請者が法人である場合にのみ記入すること。
- 役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、申請者に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）及び政令で定める使用人、全てについて記載のこと。
- 記載しきれない場合は、この様式を複写して用いること。

様式第12号の9

株主又は出資者に関する事項

氏名又は名称	住 所	保有株式数又は出資額

以上の株主又は者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第七条第三項第四号イからホのいずれにも該当いたしません。

平成 年 月 日

申請者

住 所

名称及び代表者の氏名

㊟

電話番号

備 考

- この書面は、申請者が法人である場合にのみ記入すること。
- 発行済み株式総数の百分の五以上の株式を保有する株主又は出資総額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者について記載すること。
- 記載しきれない場合は、この様式を複写して用いること。

建設業許可「営業年度終了変更届」の 取扱い変更について

1月下旬、石川県土木部から毎年の営業年度終了変更届を提出していない建設業許可業者へ下記の通知がありました。建設業法の遵守徹底を図るうえで重要な「取扱の改善」であり、当会がこれまで関係部局に要請してきたものです。

会員各位には、通知文書の趣旨を理解のうえ該当関与先業者に速やかに且つ適切に対応されますようお願いいたします。

(下記内容のほか書き方についての説明がありA4版4頁となっています。)

建設業許可業者 殿

石川県土木部

毎営業年度を終了したときの 届出書の提出について

建設業許可を受けた建設業者は、毎営業年度（決算期）経過後4月以内に変更届出書（以下「営業年度終了の届出書」といいます。）により決算書等を提出する義務があります。この届出書については建設工事の注文者等が建設業者の施工実績・経営内容等を把握し、適切な業者選定を行う上で重要な情報であり、これを公衆の閲覧に供しています。（建設業法第11条第2項、第13条）

しかし、貴社におかれてはこの営業年度終了の届出書が未提出の分があります。

よって、未提出分については速やかに提出するとともに、今後は期限内の提出を厳守されるよう通知します。

なお、今後は建設業許可更新申請の際に未提出分があれば、その分をまとめて提出して頂くこととしており、また、営業年度終了の届出書について提出をせず、若しくはこれらの書類に虚偽の記載をしたときは、建設業法第46条第1項第2号による罰則の適用があり得ますので念のため申し添えます。

記

1 営業年度終了の届出書に関する問合せ先

石川県土木部監理課 建設業係 TEL 076 - 223 - 9282

管轄の土木事務所 庶務課

石川県大聖寺土木事務所 TEL 07617 - 2 - 0491

石川県小松土木事務所 TEL 0761 - 21 - 3333

石川県鶴来土木事務所 TEL 07619 - 2 - 1188

石川県金沢土木事務所 TEL 076 - 241 - 8201

石川県津幡土木事務所 TEL 076 - 289 - 4161

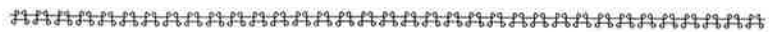
石川県羽咋土木事務所 TEL 0767 - 22 - 1225

石川県七尾土木事務所 TEL 0767 - 52 - 5100

石川県輪島土木事務所 TEL 0768 - 22 - 0567

石川県珠洲土木事務所 TEL 0768 - 82 - 2165

2 本通知は、営業年度終了の届出書の提出状況に関し平成9年12月中に調査を行った結果を基に、未提出の方あてに送付しております。



時代遅れは、行政書士会事務局である

七尾支部 太田 勉

何が時代遅れかという、旧式のワープロしかない本会事務局のOA機器のことである。パソコンもしくは通信機能をもったワープロなどを導入してOA化を早急に図るべきではないか。申請・届出等手続の電子化がすでに閣議決定されており、当会においても金沢市役所とオンラインにより、住民票の電子申請実験に取り組んでおります。今、まさに行政書士の業務のかたちを変えようとする高度情報化の時代、オンラインの時代に突入しようとしています。本会事務局はさておき、会員諸先生の事務所は、ワープロ、パソコンなどを自由に駆使して業務にあたっているだろうか。この調査も必要だろうが、もしそうでないとするれば、事務所の電子化、OA化を支援するシステムを本会事務局に構築し、情報提供するなどして会員をバックアップすべきである。本会事務局において、最新式のワープロ、パソコンを設置し、新入会員を含めて、うまく使いこなせない会員諸先生、あるいは電子化を目論んでいる会員諸先生を応援することはもちろん、事務局OA化することにより、行政書士会全体で電子化、オンライン化に対応すべきハード、ソフト両面の情報、ワープロ、パソコンなどを使い切るノウハウを蓄積しようではありませんか。

私の実行している風邪予防法

金沢支部 藤井 連生

基本的で大切なことは

1. 外から帰ったら必ず手を洗い、うがい

をすること。

2. そして常日頃、身体に抵抗力(免疫力)をつけることであります。

そのほかにも(イ)栄養補給、特に良質蛋白質や、ビタミンA・Cを摂取する。

(ロ)睡眠を十分にとる。(ハ)部屋の保温や外出時にマスクをする。(ニ)15分位のウォーキングを1週間に3回はする。

(NK細胞活性化) (ホ)過労及びストレスを避ける等に心掛けることも大切です。

特に私は食べるものに特段のこだわりを持っていて卵、牛乳、チーズ、鶏レバー、しじみ、青みの魚。人参、ピーマン、パセリ、南瓜、ほうれん草等の緑黄色野菜やトマト。そしてミカン、パイナップル、バナナ等の果物をたっぷり摂るようにつとめております。

士業独占業務の排除の論理は是か非か

金沢支部 長永 勇

かねてから公取委では広告規制に関する調査を行ってきた。従来から各士業では厳しい締付けのもと自由な広告ができない。これが独禁法違反というわけである。独占業務の緩和、広告規制の排除、適度で自由な競争、消費者の選択する利益、これらが密接に関係している、というのである。

この社会は相互補完関係で一長一短のもと密接なつながりを持っているので、なんでも自由で片付ける訳にもいかず、自由の結果、消費者が損害をこうむれば、なんと注意を怠った消費者が悪く自業自得とする。それも一理あるかもしれないが、あまり詳しくない消費者や弱者へのしわよせは大きい。

自由、責任、社会全般の調和。これらがな

かったら秩序は乱れ、強者や大企業は自由のもと弱者を駆逐する。みんながそれぞれ楽しく働ける調和の社会、こんないい方策はないものだろうか。それにしても土業のビッグバンもすぐそこまできている。

電子申請に思う

加賀支部 荒谷 慶一

新年おめでとうございます。マイナス成長の不況化で年が明け果たして今年はどうなりましょうか。情報化社会の今日、巷では情報が氾濫しその整理に時間がとられる今日この頃ではありますが各位におかれては、いかがでしょうか。

去る11月13日～14日石川会を代表し「運輸交通業務研修会」に参加させて頂きました。講義の中「運輸省における電子申請」として国の指針・これに対応する運輸省の現状等の説明がありましたが、細部では試行錯誤の中完成していないとのこと。いずれにしろ電子申請は早いもので10年度実施、遅いものでも11年度実施が閣議で決定されていることはご承知のとおり。書士各位におかれては早期に対応され、インターネット・メール送受信・NIFTY・書士VAN(PCVAN)等の利用で「情報の整理と活用方法を取得され、仕事・プライベートにいかん利用するかが肝要かと思われます。

私見ではありますが、近い将来、行政書士各位が専門分野で培ったノウハウを出し合いネットを通じ相互に利用できるようなネットワーク作りを構築すべきと思う今日この頃です。

地球温暖化防止会議

小松支部 上田 伊兵

去年12月、京都で世界会議が開かれ「人類により、ここ30年間に恒って急激に汚染されつつある地球環境を守る」ために、国家間で法的拘束力のある議定書を採択した。その詳しい推移と内容は、テレビ・新聞等で報ぜられた通りである。

これによって地球温暖化の最大原因である温室効果ガスの排出量を、1990年を基準に、先進国全体で5.2%削減することになった。

日本は6%と言う具体的な数値を引受け、ここ30年近く続けてきた、より豊かでより楽しく、より便利な日常の経済生活を、大きく転換せざるを得ないことを、世界各国に約束したのである。

この報道と同時に「昨年より倍増の約5万個の電球で鮮やかに彩られたイルミネーションの点灯式・12月11日～2月28日(夕5時～10時)・80日間続けられる」と報ぜられている。

環境保全か経済発展か、財政改革か景気回復か、先進国の一時停滞か途上国の発展か、いま、人類は重大で緊急な転換点での決断を私達一人ひとりに迫っている。

収入の増加方策について

金沢支部 川合 健

私は税理士を兼業しているが、行政書士業で得る収入は、年間総収入の4%程度で、その内容は主として建設業許可申請、入札指名願であり、私の場合得意先から依頼されても、税理士の仕事が忙しいので断ることも多いが、それにしても依頼件数は少なく、果して行政

意見箱のコーナー

書士業のみで生計を立てられるだろうかとか常日頃考えている。

また県市町村は書類を提出すると、必ず誤りがあるとして二度は返す態度である。こんな苦い経験をしているのは私ばかりでないと思うし、これを防ぐため、年に一度は研修を受けるべきだと考えるが、どうもこの点が軽視されているように思う。一方県市町村が行政書士そのものを無視しているように思えてならない。行政書士会の幹部は、行政書士に対する信頼と評価が高まるよう、私達が有利になるよう、常に官庁関係と折衝を続けるべきであり、そうすれば我々の収入も増加することになると考えているものです。

日々あれこれ

金沢支部 金村万樹

小学生の子を持つようになり、自分の子供時代をよく思い出す。名古屋で過ごした十数年は、私にとってキラキラ輝く宝物のようなものだ。学校から帰ると、カバンを放り出して、暗くなるまで遊び回った。まわりが男の子ばかりだったせいか、おままごとや人形遊びよりも、忍者ごっこや探検隊ごっこに夢中だった。今思えば相当のおてんば娘だったに違いない。

時は移って、居間がゲーム機に占拠されるのを固辞していた我が家にも、ついに去年のクリスマスにサンタさんがプレステなるものを運んできた。難しい単語を並べ立て、手付きも鮮やかにキー操作し、通信で友達とデータのやり取りをする子供を見ていると、ワンジェネレーション以上の隔世の感、である。

モノがあふれ、豊になった現代。しかし、本当の豊さとは、次代へ伝えるべきものとは何

だろうか、ゲーム画面を見つめる子の無邪気な横顔を見ながら思う、今日この頃である。

規制緩和問題についての所感

金沢支部 藤井速生

今回の規制緩和問題で我が石川県行政書士会におかれても改悪阻止について、いろいろな具体策を講じられ心から謝意を表します。

さてこの問題について私の所感を述べさせていただきます。行政書士法を改正した規制緩和を目指す案とすれば、①代理権制度の確立。②規制緩和時代に求められる法律職能集団によるワンポイントアクセス「一つの場所ですべての手続きや法律相談を済ませる場所としての法律・経済総合事務所」の設置に努力すること。③行政書士法第二条第6号の改正、公務員（行政事務）歴の20年資格を廃止し、国家試験取得者のみとすること。なぜならば「悪貨は良貨を駆逐する。」と言う諺にあるように行政書士制度そのものを弱める一大根因であることを認識すること。④代理人の定義として、弁護士は訴訟代理人、行政書士は行政手続代理人とする一案。⑤広報充実の必要性＝フォーラムの実施、今回の規制緩和問題について我が石川県行政書士会としても行政手続や規制緩和についての学識者、行政監察局や石川県の職員など出席を願って広く県民にその本質をアピールすること。などなどを提言したい。

最後に、我々会員は今回の規制緩和問題を時の流れとして受けとめ、この機会に行政書士会そして行政書士はどのように対処すべきかを思考し、百年の計としてよりよき制度を確立しもって国民に寄与することを目指そうではありませんか。

会報日誌

平成9年

8月6日	金沢市役所電子申請実験協力依頼	7名
7日	全国監察担当者協議会（日行連会議室）	1名
8日	〃	
10日	日行連会長盛武隆氏就任祝賀会（大津プリンスホテル）	2名
12日	支部長会（本会会議室）	10名
〃	会長来局執務	
23日	能登3支部合同研修会講師派遣（中島町万葉倶楽部）	2名
26日	日行連会長会（日行連会議室）	1名
27日	〃	
27日	日行連中部地方協議会会長会	1名
〃	国会陳情	1名
〃	監察・広報合同部会（本会会議室）	9名
29日	金沢支部研修会、会長、副会長出席	2名
9月1日	電子商取引実証実験打合せ会（本会議室）	3名
2日	部長会（本会会議室）	11名
〃	理事会（2階会議室）	17名
3日	連合石川（労働組合）へ規制緩和問題について申し入れ	
4日	福村県議会議員へ規制緩和問題の請願の陳情	3名
〃	電子商取引実証実験金沢市役所との打合せ会	3名
5日	登録証書伝達（本会会議室）	2名
〃	会長来局執務	
8日	県議会議員（5名）へ規制緩和問題の請願の陳情	3名
〃	小松支部研修会（小松市公会堂）	2名
9日	行政書士110番強調月間依頼報道機関回り	4名
〃	規制緩和問題で県議会で意見書提案になる様陳情（福村県議へ）	4名
11日	事務局長会議（日行連会議室）	1名
12日	〃	
18日	行政書士強調月間総務課へ周知徹底願い	2名
19日	日行連中部地方協議会理事会（岐阜会館）	1名
〃	電子商取引実証実験研修会（日行連会議室）	2名
22日	建設業変更届未提出業者調査監理課への協力依頼	2名

会務日誌

24日	経理調査（本会事務局）	1名
24日	北陸三県別報酬額検討会（福井厚生年金会館）	3名
25日	”	
”	金沢市議会傍聴	
”	金沢市役所情報統計課電子商取引実証実験打合せ	2名
”	石川県情報政策課地方課電子商取引実証実験協力依頼	5名
26日	自由民主党へ意見書説明（規制緩和問題について）	5名
10月1日	行政書士110番無料相談（勤労者プラザ）	8名
”	金沢支部行政書士無料相談（勤労者プラザ）	14名
2日	行政書士110番無料相談（本会会議室）	5名
”	加賀支部行政書士無料相談（加賀市市民会館）	4名
3日	行政書士110番無料相談（本会会議室）	6名
”	小松支部行政書士無料相談（小松市役所）	7名
”	七尾支部行政書士無料相談（アル・プラザ鹿島）	6名
”	電子商取引実証実験研修会（日行連会議室）	2名
4日	福井行政書士会研修会	3名
7日	業務指導部会（本会会議室）	6名
”	石川県議会傍聴（規制緩和意見書採択）	3名
8日	電子商取引実証実験ソフトインストール失敗（本会会議室）	2名
9日	”（日立金沢支店）	3名
13日	建設業変更届について県監理課へ確認交渉	3名
”	県議会議員へ協力のお礼あいさつ	4名
15日	業務指導部会（本会会議室）	9名
”	輪島支部行政書士無料相談（輪島市文化会館）	4名
20日	建設業変更届調査（県庁監理課）	6名
21日	”	7名
22日	”	8名
23日	”	8名
”	業務指導部打合せ会（本会会議室）	4名
24日	建設業変更届調査（県庁監理課）	6名
25日	建設業変更届研修会（地場産業振興センター）	71名
27日	建設業変更届調査（県庁監理課）	8名
28日	”	8名
29日	”	7名
29日	会長来局執務	

会 務 日 誌

30日	建設業変更届調査（県庁監理課）	5名
30日	あえの風お披露目	1名
31日	建設業変更届調査（県庁監理課）	5名
11月 3日	日行連と中地協各单位会との連絡会（北陸国際ホテル）	7名
4日	”	
”	登録証書伝達（本会会議室）	2名
”	会長来局執務	
”	建設業変更届調査（県庁監理課）	4名
5日	農林建設全国担当者業務研修会（日行連会議室）	2名
6日	”	
”	建設業変更届調査（県庁監理課）	5名
7日	”	6名
”	電子商取引実証実験ソフト説明会（本会事務局）（倉本守事務所）	7名
12日	電子商取引実証実験予備テスト（西山忠事務所）	2名
13日	業務指導部打合せ会（本会会議室）	2名
”	運輸交通全国担当者業務研修会（日行連会議室）	1名
14日	”	
”	電子商取引実証実験金沢市役所パソコン設置	2名
18日	”	操作 2名
19日	”	操作 2名
21日	”	操作 2名
22日	『自由民主党行政改革推進本部長武藤嘉文代議士を囲む相談会』 （サンピア岐阜）	1名
22日	開発行為研修会（労災会館）	49名
25日	電子商取引実証実験金沢市役所パソコン操作	2名
26日	”	操作 2名
28日	電子商取引実証実験終了金沢市役所パソコン引き上げ	2名
12月 3日	電子商取引実証実験本会事務局	2名
12日	部長会（本会会議室）	11名
”	理事会（2階会議室）	14名
”	会長来局執務	
17日	「変更届」のパソコン打ち込み説明会	10名
”	金沢支部忘年会出席	1名
19日	広報部会（本会会議室）	5名
20日	支部長会（本会会議室）	7名

会務日誌

29日	事務局御用納め	
1月2日	県知事新年互礼会（金沢ニューグランドホテル）	10名
”	★奥田敬和新年互礼会（センチュリープラザ）	5名
5日	事務局御用始め	
12日	業務指導部会打合せ会（本会会議室）	3名
16日	石川県行政書士会史編纂委員会（本会会議室）	5名
”	広報部会（本会会議室）	5名
22日	日行連理事会	
23日	日行連新年賀詞交歓会	4名

新規登録入会者（2名）

登録年月日	所属支部	氏名	事務所・住宅	電話番号
平成 9. 8. 1	金 沢	堀内 政徳	(事) 金沢市松島3丁目133番地	(076)240-1771
			(住) 金沢市松島3丁目125番地	(076)249-3785
平成 9.10.13	金 沢	松田 行雄	(事) 金沢市利屋町58番地	(076)258-3896
			(住) 金沢市利屋町58番地	(076)258-3896

退 会 者（6名）

退会年月日	氏 名	退 会 理 由
平成 9. 8.11	飛 坂 政 一	廃 業
平成 9. 9.22	土 田 利 丈	廃 業
平成 9. 9.22	荒 井 秋 重	廃 業
平成 9.10.13	三 宅 直 人	廃 業
平成 9.12.22	重 政 武 男	廃 業
平成10. 2. 7	山 本 吉 雄	死 亡

登録事項変更（4名）

変更年月日	所属支部	氏名	事務所・住宅	電話番号
平成 9. 7.28	七 尾	新保 康彦	(事)七尾市小丸山台1丁目10番地	(0767)52-6130
平成 9. 8.19	七 尾	津田 亨	(事)七尾市小丸山台3丁目24番地	(0767)52-6433
平成 9.11.28	金 沢	中川 大	(事)河北郡津幡町字能瀬ワ47番地 5	(076)288-8841
			(住)河北郡津幡町字能瀬ワ47番地 5	(076)288-8841

編集後記

新年を迎え、早1ヵ月近くたつというのに、雪も少なく、例年に比べずごしやすい日が続いています。一方東京では2年ぶりの大雪とのこと。都会の交通網は遮断され、多数のケガ人もでて、大混乱だったようです。

さて、大型倒産などの経済不安の中、行政改革委員会の「行政書士による書類作成の独占廃止」の問題が会員一人ひとりの力により、後退した内容となりました。解決すべき問題もまだありますが、一步前進しました。

今後とも会員の皆様のご意見をお願いいたします。

(T. K)

追記

前会長山本吉雄氏が平成10年2月7日御永眠されました。御冥福をお祈り致します。

お知らせ

2月1日から、農地法第4条、5条の転用届出の締切日および受理通知書の交付日が下記のように変わります。

締切日	交付日
毎週金曜日	翌週の金曜日

(金曜日が休日の場合はその前日になります。)

金沢市農業委員会

会報いしかわ第23号

発行日 平成10年2月19日

発行人 会長 藤井 國穂 ・ 広報部長 倉本 守

発行所 石川県行政書士会

〒920 石川県金沢市本多町3丁目2番1号 MRO別館3階

TEL(076)265-5551・FAX(076)232-3052

